

県史編さん基本方針：新たな県史編さんの根幹となる「目的」や「方針」、「対象・構成」や「編さん期間」、「編さん組織」など、概ね10項目程度を定めるもの。

1 全体像

＜現在編さん中の他県の全体構成＞

- ・ 「基本方針」または「編さん大綱」という名前で策定されており、構成する項目は概ね共通
- ・ 独自項目は、長野県の「基本姿勢」及び「庶務」、高知県の「計画」及び「監修」

名称(策定日)	① 趣旨	② 基本 姿勢	③ 目的	④ 方針	⑤ 構成	⑥ 期間	⑦ 計画	⑧ 監修	⑨ 組織	⑩ 情報 提供	⑪ 庶務	⑫ 委任
新しい長野県史編さん大綱 (令和7年3月19日策定)	第1	第2	第3	第4	第6	第7	-	-	第8	第5	第9	第10
滋賀県史編さん大綱 (令和5年2月28日策定)	第1	-	第2	第3	第4	第5	-	-	第6	第7	-	第8
高知県史編さん基本方針 (令和3年10月20日策定)	第1	-	第2	第3	第4	第5	第6	第7	第8	第9	-	第10

②基本姿勢：長野県のみ独立で項目化。「県民参加」「市町村及び関係機関との連携」「多面的・多角的な把握」等を、「目的」や「方針」より上位の理念として独立させて規定

⑦計画：高知県のみ独立項目化。「期間」で定める20年間を概ね5年ずつ4期に分けて進捗管理し、見直しを行う旨を規定

⑧監修：高知県のみ独立項目化。統括的な指揮・監督を行う「監修者」を置く旨を規定

⑪庶務：長野県のみ独立項目化。庶務を担う県の担当課を独立させて規定しているが、滋賀県・高知県では「⑨組織」に内包して記載

第1 趣旨	第2 基本姿勢	第3 目的	第4 方針	第5 構成		
この基本方針は、新しい岩手県史(以下「新県史」という。)の編さん及び刊行に関し、必要な事項を定めるものとする。	新県史の編さんは、県民の幅広い参画と市町村等との緊密な連携の下、多種多様な史料を調査・収集し、多面的かつ多角的な視点で進める。	1 岩手県の歩みや社会・県民生活の変遷、先人の努力と知恵を振り返り、幅広い世代に伝え残す。 2 岩手県の歴史への県民理解と関心を深め、未来を考える知的資源とする。 3 岩手県に係る歴史資料を調査・収集し、保存・活用を図るとともに、発信を行いながら、県民共有の財産として後世に継承する。 4 岩手県の学術及び教育・文化の振興に寄与するとともに、歴史研究及び史料の保存・活用を担う人材を育成する。	1 岩手県の変遷を国内外の歴史的な流れの中に位置付け、県民のくらしに着目し、地域の特色を示す。 2 最新の学術的調査・研究の成果を広く取り入れ、叙述の根拠を示す出典を明示し、高度な学術水準を保つものとする。 3 できる限り平易な表現で記述するとともに、写真、地図、挿図、統計資料、音声、映像などをデジタル技術も踏まえて収録し、広く県民に親しまれ、教育に積極的に活用されるものとする。 4 県内外に所在する多様な史料を幅広く調査・収集し、岩手県の特徴を示す史料を、できる限り地域に偏らないよう重点的に収録するとともに、史料所有者等の理解と協力を得ながら、その保存、散逸防止及び利活用を図る。 5 市町村及び関係機関等と緊密な連携を図り、多くの県民が編さんに携わる体制を構築する。	新県史の編さんは、 昭和16年以降を対象とする現代史とし、 「盛岡県」から「岩手県」に改称した明治5年(県域確定は明治9年)から令和8年までの154年間を対象とする近現代史とし、 旧石器時代から現代までの、先史・古代・中世、近世、近代、現代、民俗の各分野を対象とし、 通史及び資料編並びに別編その他で構成する。		
第6 期間	第7 計画	第8 監修	第9 組織	第10 情報提供	第11 庶務	第12 委任

2 前半5項目の記載内容

① 趣旨

県史の「編さん」や「刊行」に関する必要な事項について、当基本方針に定める旨を規定するもの

《現在編さん中の他県の記載内容》

県名	記載内容
長野県	この大綱は、 新しい 長野県史（以下「新県史」という。）の編さんに関し、必要な事項を定めるものとする。
滋賀県	この大綱は、滋賀県史（以下「県史」という。）の編さんに関し、必要な事項を定めるものとする。
高知県	この基本方針は、高知県史の編さん及び 刊行 に関し、必要な事項を定めるものとする。

- ・ 長野県では、「**新しい**長野県史」とし、現行県史とは異なる**新たな県史編さんに取り組むことを強調**
- ・ 高知県では、県史の「**編さん**」のみでなく「**刊行（普及）**」までを含めた事業全体の基本方針を定めることを明記するため、「**編さん及び刊行**」に関し必要な事項」と記載

《岩手県の記載内容イメージ》

第1 趣旨	これまでの懇話会で出された御意見等を踏まえた考え方
この基本方針(※1)は、 新しい岩手県史（以下「新県史」(※2)という。）の編さん及び刊行(※3)に関し、必要な事項を定めるものとする。	※1：名称を「基本方針」とするか「大綱」とするか等については、 全項目の記載内容の整理後に検討することとし、「基本方針」で仮置きする（以降同様） ※2：現行県史とは異なる 新しい岩手県史の編さんに取り組むことを明確化 ※3：編さん当初の段階から、刊行の在り方（例：紙の本のみでなく、電子的な形での公開や活用等）についても念頭に置くため、「 編さん 」のみでなく、 普及・活用を見据えた「刊行」までを含めた基本方針である旨を明記

② 基本姿勢

県史の編さんに当たって重要視する「視点」を規定するもの（長野県のみが明記）

《現在編さん中の他県の記載内容》

県名	記載内容
長野県	長野県に関わる人々（以下「県民」という。）の第二次世界大戦後（以下「戦後」という。）の多様な歩みとその特色を、 県民参加 による 幅広い資料の調査・収集 や 市町村及び関係諸機関との連携 を通じて、 多面的多角的に明らかにし 、歴史を後世の幅広い世代に語り伝える。

- ・ 重要視する視点として、「**県民参加**」「**幅広い資料の調査・収集**」「**市町村及び関係諸機関との連携**」「**多面的多角的に明らかにすること**」を明確に示すため、他県では「目的」や「方針」において規定される内容を、「**基本姿勢**」として独立させ、「目的」や「方針」より**上位に位置付け**

《岩手県の記載内容イメージ》

第2 基本姿勢	これまでの懇話会で出された御意見等を踏まえた考え方
新県史の編さんは、 <u>県民の幅広い参画</u> (※1)と <u>市町村等との緊密な連携</u> (※2)の下、 <u>多種多様な史料を調査・収集</u> (※3)し、 <u>多面的かつ多角的な視点</u> (※4)で進める。(※5)	※1：県民全体で共有・作成していく新県史として、県民参加の視点を明確化 ※2：市町村史等の内容の進展を確実に反映し、市町村及び関係機関と連携して史料の調査・収集・保全等を図る視点を明確化 ※3：文字史料のほか、写真史料や音声データ、デジタル化されたデータなど、様々な媒体の史料を収集し、複合的に活用する視点を明確化 ※4：時代を超えてつながる史料や県域を超えて関連する史料などを用い、広い時間軸と地域的視野を持った様々な角度から調査していく視点を明確化 ※5：被災経験の聴き取りなどの調査において必要な人権や個人情報等に関する配慮については、調査実施段階における実施要綱等に記載することを想定

③ 目的

何のために県史を編さんするのかを規定するもの

《現在編さん中の他県の記載内容》

県名	記載内容
長野県	1 県民の戦後の多様な歩みとその特色を、 後世の幅広い世代に語り伝える 。 2 県民共有の財産である 貴重な資料の調査・収集を行い、その保存と活用 を図る。 3 本県の 教育及び文化の振興に寄与 するとともに、 歴史研究及び資料の保存と活用を担う人材を育成 する。
滋賀県	1 交通の要衝として今も多くの人々の往来がある本県は、外部から新しい風を取り入れることにより、滋賀の文化を守りつつも、時代に応じて変化し続けることによって発展してきた。本県の歩みや先人の努力と知恵を振り返り、県民がその歴史を学ぶことに寄与する。 2 ふるさと滋賀への一層の愛着と誇りを育み、未来を考える知的資源として、子どもを含む 後世の幅広い世代に県の歴史を伝える とともに、 県内外や世界に向けて発信 する。 3 県の歴史を伝える 貴重な関連資料を収集・保管し、その散逸防止 を図る。
高知県	1 本県の歴史的な変遷を明らかにする。 2 県民の歩んできた 歴史への理解を深め 、郷土への愛着を育む。 3 本県の 歴史資料を悉皆的に調査し、県民共有の財産として後世に伝える 。 4 本県の 学術及び文化の振興に寄与 する。 5 本県の 歴史研究を担う人材を育成 する。



- ・ 3県に共通するのは「**歴史の継承・理解増進**」「**史料の調査・収集・保存・活用**」
- ・ 長野県と高知県では、「**教育・文化等の振興**」及び「**歴史研究等を担う人材育成**」を明記
- ・ 滋賀県では、上記を記載しない一方で、「**発信**」を明記

第3 目的	これまでの懇話会で出された御意見等を踏まえた考え方
1 <u>岩手県の歩みや社会・県民生活の変遷、先人の努力と知恵を振り返り、幅広い世代に伝え残す。</u>	○他県の基本方針における「<u>歴史の継承</u>」に対応 地域の歴史や文化、そこで暮らしてきた人々の記憶など、様々な角度から歴史を記述し、確かな形で残し、子どもを含む<u>全ての世代に継承</u>していくことを明確化
2 <u>岩手県の歴史への県民理解と関心を深め、未来を考える知的資源とする。</u>	○他県の基本方針における「<u>歴史の理解増進</u>」に対応 郷土自慢や排外主義につながりかねない「<u>愛着</u>」「<u>誇り</u>」は用いず、「<u>理解</u>」「<u>関心</u>」を使用
3 <u>岩手県に係る歴史資料を調査・収集し、保存・活用を図るとともに、発信を行いながら、県民共有の財産として後世に継承する。</u>	○他県の基本方針における「<u>史料の調査・収集・保存・活用</u>」に対応 「史料をして語らしめる」のとおり、時々の解釈に左右されない<u>史料の幅広い調査・収集・保存・活用</u>を行っていくことを明確化 ○他県の基本方針における「<u>発信</u>」に対応 収集した史料情報など<u>途中経過を含めた成果を積極的に発信</u>していくことを明確化
4 <u>岩手県の学術及び教育・文化の振興に寄与するとともに、歴史研究及び史料の保存・活用を担う人材を育成する。</u>	○他県の基本方針における「<u>教育・文化等の振興</u>」に対応 学術的な基礎史料としての役割から、児童・生徒・学生が岩手を考える際の題材となる役割まで、<u>県史が担う幅広い役割</u>を明確化 ○他県の基本方針における「<u>歴史研究等を担う人材育成</u>」に対応 県史編さんを通し、近世史の崩し字で書かれた古文書等、様々な史料を読み、生かすことのできる<u>人材の育成</u>を進めていくことを明確化

④ 方針

どのように県史を編さんするのかを規定するもの

《現在編さん中の他県の記載内容》

県名	記載内容
長野県	1 本県の戦後の歴史を日本及び世界の歴史に位置づけ、その特色を示す。 2 最新の調査・研究の成果を広く取り入れた高度な学術水準を保つものとする。 3 叙述の根拠を示す出典を明示し、できる限り平易な表現で記述するとともに、写真、地図、統計資料、音声、映像などを活用し県民に広く親しまれるものとする。 4 県民に対し資料提供を呼びかけ、県民参加による幅広い資料の調査・収集を行い、市町村及び関係諸機関と連携してその保全を図るとともに、特徴的な資料を重点的に収録する。 5 新県史編さん後も資料の調査・収集を継続し、その成果が広く活用されるような環境の整備を、市町村及び関係諸機関と連携して取り組む。 6 編さんを通じて、歴史研究及び資料の保存と活用を担う人材を育成する。
滋賀県	1 滋賀県の歴史的な変遷を世界および日本の歴史的な流れの中に位置づける。 2 最新の調査・研究の成果を広く取り入れ、叙述の根拠を示す出典を明示し、高度な学術研究の水準を持つものとする。 3 できる限り平易な表現で分かりやすく記述するとともに、多くの写真や図版を収録することにより、広く県民に親しまれるものとする。また、県史へのアクセス性について、インターネットやスマートフォンといった情報通信技術(ICT)を活用するなど配慮する。 4 県内外に所在する資料を丹念に調査し、撮影した写真など資料データの収集と保存に努める。その際、積極的に情報提供を呼びかけるとともに、資料所有者の理解と協力を得ながら、幅広い利活用が可能となるような条件を整える。また、調査等を通じて散逸の可能性が高いと認識した資料については、関係諸機関の協力を得ながらその保全を図る。 5 編さんにあたっては、県民の理解と協力、参加のもとに進められるよう取り組む。その際、県民が地域の伝承や習慣といった情報の提供ができ、また、郷土史研究の成果などを発信できる場を設ける。
高知県	1 本県の変遷を国内外の歴史的な流れの中に位置付け、地域の特色を示す。 2 県民の暮らしの歩みに着目し、それに立脚した叙述を心がける。 3 本編については、できる限り平易な表現で記述し、写真、挿図、統計資料等を多く掲載するなど、広く県民に親しまれるものとする。 4 資料編については、本県の特徴的な資料を重点的に収録するとともに、できるだけ地域に偏らない資料の収録を心がける。 5 県民の幅広い協力のもと、県内外に所在する資料を丹念に調査し、撮影した写真など資料データの収集と保存に努める。その際、資料所有者の理解と協力を得ながら、幅広い利活用が可能になるような条件を整える。また、調査等を通じて散逸の可能性が高いと認識した資料については、関係諸機関の協力のもと保存に向けた働きかけを推進し、県民共有の文化資産の保全に努める。 6 学術的な調査・研究の成果を広く取り入れ、高い水準をもつ県史を編さんし、本県の文化と教育の発展に積極的に活用する。 7 市町村及び関係諸機関と密接な連携を保ち、多くの県民が編さんに携わる体制を構築する。



- ・ **3県に共通**するのは「**国内外の歴史の流れに位置付け**」「**高度な学術水準**」「**平易な表現**」「**県民に親しまれる**」「**幅広い史料の調査・収集・保存・利活用**」「**市町村・関係機関との連携**」
- ・ 長野県と滋賀県では「**出典の明示**」を、長野県と高知県では「**特徴的な史料の重点収録**」を明記
- ・ 滋賀県では「**ICT活用**」を明記 ・ 高知県では「**県民の暮らしに着目**」「**地域に偏らない**」を明記

第4 方針	これまでの懇話会で出された御意見等を踏まえた考え方
1 岩手県の変遷を<u>国内外の歴史的な流れの中に位置付け</u>、<u>県民のくらしに着目</u>し、地域の特色を示す。	○他県の基本方針における「<u>国内外の歴史の流れの位置付け</u>」に対応 広い枠組みの中で岩手県を相対化させる県史となるよう、行政区域や藩域等に限定せず、国内外との関係など広域的に取り扱うことを明確化 ○他県の基本方針における「<u>県民のくらしに着目</u>」に対応 地域で暮らしてきた人々の視点から地域の歴史や文化、記憶を確かな形で残すことを明確化
2 最新の学術的調査・研究の成果を広く取り入れ、<u>叙述の根拠を示す出典を明示</u>し、<u>高度な学術水準を保つ</u>ものとする。	○他県の基本方針における「<u>出典の明示</u>」に対応 史料の出典・記述根拠を明示することを明確化 ○他県の基本方針における「<u>高度な学術水準</u>」に対応 県の公式記録である県史に適した学術水準を満たすことを明確化
3 <u>できる限り平易な表現で記述</u>するとともに、写真、地図、挿図、統計資料、音声、映像などを<u>デジタル技術も踏まえて収録</u>し、<u>広く県民に親しまれ、教育に積極的に活用される</u>ものとする。	○他県の基本方針における「<u>平易な表現</u>」「<u>ICT活用</u>」に対応 一人ひとりが理解し、共有できる県史となるよう、分かりやすく記載するとともに、デジタル技術など多様な媒体の整備を見据えることを明確化 ○他県の基本方針における「<u>県民に親しまれる</u>」に対応 学習や教育の場を含め、広く県民が使いやすい県史とすることを明確化
4 <u>県内外に所在する多様な史料を幅広く調査・収集</u>し、<u>岩手県の特徴を示す史料</u>を、できる限り<u>地域に偏らないよう重点的に収録</u>するとともに、史料所有者等の理解と協力を得ながら、その<u>保存、散逸防止及び利活用を図る</u>。	○他県における「<u>幅広い史料の調査・収集・保存・利活用</u>」に対応 文字・写真史料、音声・デジタル化されたデータなど、様々な媒体の史料を収集するとともに、その保全を図りながら後世に残すことを明確化 ○他県における「<u>特徴的な史料の重点収録</u>」「<u>地域に偏らない</u>」に対応 地域の特色を捉えた史料を、各地域の地理的特性に着目して収録していくことを明確化
5 <u>市町村及び関係機関等と緊密な連携</u>を図り、多くの県民が編さんに携わる体制を構築する。	○他県における「<u>市町村・関係機関との連携</u>」に対応 市町村史等の内容を反映し、市町村及び関係機関と連携して史料の調査・収集・保全等を図ることを明確化

⑤ 構成

対象とする時代分野、本編・資料編などの構成を規定するもの

《現在編さん中の他県の記載内容》

県名	記載内容
長野県	戦後を主たる対象とする現代史を中心とした通史編及び資料編のほか、本県の歴史を踏まえた特色あるテーマと、既刊県史を補う最新研究を中心とした特別編で構成する。 (対象を「第2次大戦後」とした理由) 古代から太平洋戦争の終戦までを収録した既刊県史の最終発刊(H3)から30年以上が経過し、令和3年11月には、信濃史学会から県議会に対し、「現代史の県史編さん」を求める請願書が提出され、採択されたことから、令和8年に県政150周年を迎えたことも踏まえ、戦後(現代編)を対象に設定⇒前回の続編 (構成(刊行編成)における特徴) 上記請願書において、「既刊県史等を補充すべき資料の修理・整理・記録」とされたことを踏まえ、「特別編」として、災害史、女性編、証言集などのテーマ別の編さんを検討
滋賀県	滋賀県が誕生した明治5年から令和4年までの150年間を主たる対象とする近現代史とし、資料編2巻、通史編4巻、年表のほか、簡略に叙述した概説および写真・地図等の図録により構成されるものとする。 (対象を「明治5年から令和4年までの150年間」とした理由) 既刊県史として、上代から大正までを収録した「第1期県史」(最終発刊:S2)及び昭和50年間を収録した「第2期県史」(最終発刊:S61)があるが、①明治から大正までの記述が1巻での簡略叙述となっており内容が不十分であること、②滋賀県現代史の大きな特色である昭和47年以降の琵琶湖を中心とした環境政策に関する出来事がまとめられていないこと、③令和4年に県政150周年を迎えたことなどを踏まえ、明治5年から令和4年までの150年間を対象に設定⇒県政150周年分 (編成(刊行編成)における特徴) 県史の内容を分かり易く伝えるために概説や図録の作成を予定
高知県	県史の編さんは、旧石器時代から平成時代までの、古代・中世、近世、近代、現代、考古、民俗、文化財、自然の各分野を対象とし、本編及び資料編並びに別編その他で構成する。 (対象を「旧石器時代から平成時代まで」とした理由) 旧石器時代から昭和2年までを収録した既刊県史の最終発刊(S52)から40年以上が経過し、当時より歴史研究が進展していること、世代交代や大規模災害の発生等により地域に残されている貴重な歴史資料の散逸が懸念されること、令和3年に県政150周年を迎えたことなどを踏まえ、旧石器時代から平成時代までを対象に設定⇒既刊県史に「現代」を加えた全時代(「文化財」「自然」の新たな切り口の編さんも追加)

第5 構成		これまでの懇話会で出された御意見等を踏まえた考え方
新県史の編さんは、		
(対象)	(想定1:前回の続編※長野県型) 昭和16年以降を対象とする現代史 とし、	○ 始期 ：現行県史の記述対象を昭和16年度までとしている理由が「新しい憲法下における県勢の動態は、日本が大戦に突入した時点から筆を起すのが妥当であり、昭和16年から現代までの県勢の沿革は、第二次の県史として起稿すべき」⇒ 「昭和16年以降の現代史」を対象とする ○ 終期 ：東日本大震災津波のような出来事を区切りとすることも想定されるが、社会や価値観は日々大きく変化しており、事後の歴史的評価も踏まえる必要があることから、現時点で終期を区切ることは適切ではない ⇒ 区切りを明確に定めず、幅を持たせ、今後の編さん過程において、適切な区切りを見出していく
	(想定2:県政150周年分※滋賀県型) 「盛岡県」から「岩手県」に改称した明治5年(県域確定は明治9年)から令和8年までの154年間を対象とする近現代史 とし、	○ 始期・終期 ：県政150周年を契機に開始する事業であることを重視すれば、岩手県の成立(県名改称及び県域確定)から、その後150年に当たる年までが対象となる ⇒ 「『盛岡県』から『岩手県』に改称した明治5年(県域確定は明治9年)から令和8年までの154年間の近現代史」を対象とする
	(想定3:旧石器時代～現代※高知県型) 旧石器時代から現代までの、先史・古代・中世、近世、近代、現代、民俗の各分野を対象とし、	○ 始期(終期は想定1と同様) ：1970年以降の考古学研究の進展・成果による歴史像の大変化、県史の基盤となる各市町村史の成果の進展等を踏まえ、高度な学術レベルを持つ県史とする ⇒ 「旧石器時代から」を対象とする ○ 分野 ：現行県史の分野数5(①上古・上代、②中世、③近世、④近代、⑤民俗)と同数を基本とした上で、新たに「現代」を設定するほか、旧石器時代を区分する時代名は「先史」となることを考慮する ⇒ 「①先史・古代・中世、②近世、③近代、④現代、⑤民俗」を対象とする
	通史及び資料編並びに別編その他で構成する。	○ 資料編 ：「史料をして語らしめる」との考え方に立ち、時々の解釈に左右されない 基礎史料を翻刻、揭示する「資料編」を作成 ○ 別編その他 ：現行県史同様、 「年表」などを作成